

“秋田県交通安全協会「入院見舞金等制度」のお知らせ”

◇ 見舞金等制度とは

運転者会員になられた皆様が、万一交通事故により30日以上継続入院治療を必要とする傷害を負われた場合又は60日以内に死亡された場合に見舞金等をお支払いする制度です。

秋田県交通安全協会では、平成28年4月1日から、本制度を行っています。

◇ 制度の適用を受けるには

シートベルト装着者又はヘルメットの着用者が対象となります。

本制度の導入により、シートベルト等の装着・着用を促進し、交通安全に寄与することを目的としています。

1 適用の範囲

- (1) 本制度は、自動車運転免許の更新又は新規取得時に加入した会員に対して適用します。
(途中入会者は、免許の有効期間の残り年数について適用します。)
- (2) 交通事故の発生時において、運転又は同乗中にシートベルトを装着しているとき、自動二輪車又は原動機付自転車の乗車時に乗車用ヘルメットを着用しているときに限り適用します。

2 対象となる交通事故

見舞金等は、会員が自動車若しくは自動二輪車等を運転し、又は同乗(バス、タクシー、その他送迎用自動車の乗客等である場合を除きます。)している際に発生した交通事故であって、次のいずれにも該当する場合を対象にしています。

- (1) 入会の日から会員の有効期限までに発生したものであること。
- (2) 日本国内で発生し、交通事故証明書(人身事故)、診断書・入院証明書等が発行されたものであること。
- (3) 当該交通事故が原因し、傷害の治療のため30日以上継続して入院又は発生から60日以内に死亡したものであること。

3 見舞金等の支払い制限

次のいずれかに該当する交通事故の場合は、見舞金等を支払いません。

- (1) 故意(危険運転致傷を含む。)によるもの。
- (2) 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為によるもの。
- (3) 無免許運転、飲酒運転、過労運転又は覚せい剤等薬物が影響する運転によるもの。
- (4) テロ行為、戦争、革命、内乱、外国の武力行使又は暴動が起因するもの。
- (5) 自動車等の競技、競争、興行、訓練又は試運転中によるもの。
- (6) 爆発又は火災に起因するもの。
- (7) 地震、津波等自然災害に起因するもの。
- (8) 脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの。

4 見舞金等の額

入院見舞金は3万円、死亡弔慰金は5万円ですが、重複して支払われません。

5 見舞金等の請求手続き

- (1) 見舞金等の支払いを受けようとする場合は、会員本人又は会員の法定相続人(会員が死亡した場合)が、住所地の地区協会に申請していただく必要があります。その際には、運転免許証、印鑑、交通事故証明書(人身事故・コピー可)及び診断書又は同等の証明力を有する書類(いずれもコピー可)を持参してください。
- (2) 会員が死亡、入院等のため地区協会に出向くことが困難なときは、法定相続人、成人の代理人による申請手続きをすることができます。この場合、代理権を明確にする委任状のほかに会員の運転免許証の写しを提出していただく必要があります。

6 請求の期限

請求の権利(継続して30日以上入院の場合は31日目、死亡の場合は死亡した日を起算日)が発生したときから、90日以内に請求の手続きをしていただく必要があります。

7 見舞金等の支払い方法

見舞金等は、原則として当該申請を受理した地区交通安全協会の役員が会員本人(死亡弔慰金については、法定相続人)に手渡すことにしています。

8 参考事項

見舞金等を請求する際には、事前に県協会又は地区協会にご連絡下さい。また、協会に入会されたときの会員証は、大切に保管しておいてください。

【問い合わせ先】

- ① 一般社団法人 秋田県交通安全協会
〒010-0951 秋田市山王4丁目1番5号
(秋田県警察本部内)
TEL 018-896-5045 FAX 018-896-5046
- ② 地区交通安全協会
会員の住所地を管轄する警察署内に事務局があります。(地区交通安全協会の問い合わせ先は最終頁を参照してください。)

〈個人情報保護法に関するお知らせ〉

会員の個人情報は、下記以外には利用しません。

- ① 優良運転者、交通安全功労者などの表彰
- ② 交通安全に関する各種情報の通知、お知らせ
- ③ 見舞金等制度での会員確認